

令和5年12月12日

三豊市議会議長 浜口 恭行 様

総務常任委員長 近藤 武

委員会調査報告書

本委員会の所管事務については、令和4年3月28日に開催した令和4年第1回定例会において、委員の任期中、閉会中継続審査することに決し、調査を行ってきた。その結果を下記のとおりまとめたので、三豊市議会会議規則第110条の規定により報告する。

記

1 調査案件

閉会中であっても所管部局の業務について調査・研究し、そのうえで改善・改良すべきことの指摘、あるいは最終的な提案等を行うことを目的として、次の事項について所管事務調査案件とした。

(順不同)

項 目
定住促進について
SDGsについて
防災について

2 本委員会所属委員

(1) 令和4年2月22日の臨時会において選任されたのは、次の8名である。

浜口 恭行	水本真奈美	川北 善伴	近藤 武	市川 洋介
湯口 新	金子 辰男	瀧本 哲史	※選任時の議席順	

(2) 同日の委員会において、委員長及び副委員長を互選のうえ選出した。

委員長	近藤 武
副委員長	湯口 新

3 委員会開催状況と内容(所管事務調査に関連したもの)

調査項目 開催日	定住促進について	SDGsについて	防災について	協議事項
令和4年 4月15日			調査 自主防災組織について	議会報告会について 行政視察研修について
6月17日	調査 移住・定住促進施策について(令和3年度までの実績)			行政視察研修について 対話集会について
7月11日		調査 三豊市のSDGsに関する取り組みについて		行政視察研修について 議会報告会における意見等に関する所管事務調査について 対話集会について
7月20日 ～ 7月22日	行政視察 移住・定住の取り組みについて(基山町議会)	行政視察 SDGsの取り組みについて(北九州市議会)	行政視察 防災・減災の取り組みについて(宇土市議会)	
8月10日				議会報告会における意見等に関する所管事務調査について
9月13日			報告 令和4年度市役所避難訓練について	市政に対する要請書について
10月11日			調査 地震・風水害発生時の避難について 報告 たくま防災フェスタ2022・令和4年度三豊市地震災害対処訓練について	
11月22日	調査 令和4年度移住・定住促進施策の中間報告について			
12月12日			報告 三豊市高潮ハザードマップ作成に係る説明会について	意見交換会の開催について
令和5年 1月19日			意見交換会 三豊市消防団女性部	
1月26日		調査 職員に対するSDGs意識調査アンケート結果について		
3月1日				意見交換会の報告について

調査項目 開催日	定住促進について	SDGsについて	防災について	協議事項
令和5年 4月18日			調査 三豊市消防団女性部について、高潮ハザードマップについて	議会報告会について 行政視察研修について
5月18日			報告 令和5年度三豊市土砂災害対処訓練の開催について	
6月16日				行政視察研修について
7月10日 ～ 7月12日	行政視察 移住定住の取り組みについて（恵那市議会）	行政視察 SDGsの取り組みについて（恵那市議会）	行政視察 消防団ドローン部隊の取り組みについて（関市議会）	
8月16日	調査 令和4年度の移住者数・移住相談件数、移住・定住促進施策について（令和4年度までの実績）			議会報告会における意見等に関する所管事務調査について
9月13日				市政に対する要請書について 委員会調査報告書について
10月11日			調査 2年間の警報発表と避難者の状況等について 報告 令和5年度三豊市地震災害対処訓練の開催について 報告 災害時における応急機材等の提供に関する協定の締結について	
11月22日				所管事務調査案件の調査報告について

4 調査結果及び概要

令和4年第2回臨時会において委員が選任され、以降約1年8ヶ月にわたり所管部局の事業について調査・研究を行ってきた。閉会中も継続して調査・研究を行う所管事務調査案件として、「定住促進」「SDGs」「防災」の3件を選定した。

所管事務調査案件に関連した会議等は、会期中の委員会も含め、令和4年度に7回、令和5年度に4回の計11回開催し調査を実施した。令和5年1月には、三豊市消防団女性部と意見交換会を実施している。調査は、調査案件を集中的に調査する「調査」に加え、議会報告会における質問等に関する所管事務調査、三豊市議会意見交換会開催要綱に基づく「意見交換会」及び執行機関からの要請に基づく「報告」の聴取等の方法により実施した。また、先進地事例等を現地で調査する「行政視察」研修は、令和4年度に1回、令和5年度に1回に実施し、見識を深めた。

定住促進については、令和4年度及び令和5年度の事務事業評価対象事業として選定され、また令和5年度の市政に対する要請書において要請事項となった。また、SDGsについては、令和4年度の同要請書で要請事項となり、防災については、令和4年度の事務事業評価対象事業で選定、また令和4年度の同要請書で要請事項となっている。

調査結果としては、調査目的である「所管事務等の調査及び立案に資すること並びに議会の監査的機能の充実を図ること」について、委員個々の能力の向上及びチェック機能の強化を図るために調査を実施し、所期の目的を達することができた。以下、調査案件ごとに調査結果を報告する。

なお、議会報告会における質問等に関する所管事務調査の結果については、議会だより及び市議会ホームページにおいて公表している。

(1) 定住促進について

背景

第2次総合計画において、「One MITOYO」をまちの将来像と位置づけ、人と自然が守られる定住のまちを目指して移住・定住を促進する事業を行っているが、令和4年8月に推計人口が6万人を下回った。また、令和2年の国勢調査の結果、香川県内で最も人口の減少が大きかったという状況を踏まえ、人口減少対策として定住促進に関する事業に取り組む必要がある。

これまでの取り組みと成果

これまでに取り組んだ定住促進に関する事業等は次のとおりである。

- ・若者定住促進・地域経済活性化事業（平成23年度から令和4年度まで）
- ・空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業（平成24年度から、県費1/2）

- ・移住促進・家賃等補助事業（平成 28 年度から、県費 1/2）
- ・移住促進・新婚世帯家賃補助事業（令和元年度から）
- ・空き家バンク住宅・家賃等補助事業（令和元年度から令和 3 年度まで、県費 1/2）
- ・東京圏 UJI ターン移住支援事業（令和元年度から、県費 3/4）
- ・空き家バンク登録制度（平成 24 年度から）

定住対策としての市内事業者を利用した事業は、若者を含む市民の市外流出の抑制や、市内事業者の活性化及び地域経済の活性化に一定の効果が見られた。移住対策としての家賃等補助も一定の効果はあるものの、一時的なものであるという見方もあった。

今後の課題と対応

上記事業のうち、若者定住促進・地域経済活性化事業は令和 4 年度まで、移住促進・家賃等補助事業と移住促進・新婚世帯家賃補助事業は対象月数が 24 か月から 12 か月に半減するなど、主に若者の定住対策についてそれに代わる施策の検討が急がれる。

令和 5 年度からは空き家対策の窓口を一本化して利活用の促進を図るよう取り組んでいる。また、家賃補助、空き家バンクリフォーム補助の効果検証と継続の検討、他団体と連携した取り組みをすすめており、本市の財政も考慮した補助金だけに頼らない定住施策の検討を早急に行う必要がある。

委員会からの提言

定住促進事業については、議会事務事業評価において令和 3 年度から今年度まで評価対象事業に選定され、他部局と連携した総合的な取り組みの必要性や若者に対する制度の継続、他自治体と差別化が図れる新たな事業メニューの検討などを提案してきた。人口減少対策は本市の課題として認識しているところである。しかし、若者の移住定住に関する補助事業が廃止され、それに代わる新たな施策は具体的に示されていない。

全国の自治体で移住定住に関する施策が行われ、自治体間の競争により市場でのパイの取り合いとなっていることから、若者、起業者、高齢者等ターゲットを絞り他自治体と差別化した取り組みによって移住者を呼び込むことによる人口増を目指す施策や、市から出る人を減らし人口減少が緩やかになるような施策に取り組むことも考えるべきである。働く場所、子どもの教育、子育て支援、病院等の生活に直結した問題に対しては、庁内で部課を横断したプロジェクトを組むなど、複合的に取り組むことも考えられる。安定した生活を継続するための仕事に就くことで、移住した人が本市へ定住するきっかけになるのではないかと。

転入者及び転出者の異動理由をアンケート調査等により収集し、分析することで、これまで気付かなかった多くの問題点や課題が見えてくる可能性がある。窓口業務と連携して、アンケートを回収することで、何が不足していたのか、何が効果的だったのか、求められるものは何か等を分析してブラッシュアップするなど、実効性のある移住定住施策が必要である。また、移住者から三豊に住んでよかったこと等を全国に発信してもら

えるような取り組みも効果が見込める。

コロナ禍やデジタル化等の社会状況の変化に合わせて移住定住施策の裾野を広げることで、もっと三豊市に住みたい、三豊市で暮らしていきたいと思ってもらえるような事業の推進を図り、三豊市を選んで住んでいただけるようなまちづくりをすすめていくことも重要な考え方となる。

(2) SDG s について

背景

SDG s は、2015 年(平成 27 年)の国連総会において全会一致で採択され、2030 年(令和 12 年)までに持続可能なよりよい世界へ変革するための世界共通の目標であり、17 のゴールとそれに関する 169 のターゲットから構成をされている。SDG s は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき普遍的なものであり、世界中の国や自治体はもとより、多くの民間企業などでも積極的に取り組んでいる。



本市は、2020 年(令和 2 年)7 月に県内初となる SDG s 未来都市認定を受け、三豊市 SDG s 未来都市計画を策定し第 2 期に向けて取り組みをすすめている。また、令和 2 年度からは、みとよ SDG s 推進パートナーの募集を開始し、現在の会員登録数は 146 である。

本市の現状

取り組みの一つに、粟島スマートアイランド構想におけるグリーンスローモビリティがある。瀬戸内国際芸術祭の観光客の利便性向上のため実証実験を行い、その後、島民が利用することで島内移動の負担軽減及び島内エネルギーの脱炭素化に寄与することである。この取り組みは、本年 6 月に三豊市島内交通運行条例の制定に伴い実装されている。

職員を対象に行った SDG s 意識調査アンケートでは、回答率が低いうえに、SDG s の大枠は日常で見聞きしているが詳細については理解が不足している結果となっている。また、多くの職員が普段の業務の中で SDG s に対しての意識が低く、業務と SDG s のゴールを結び付けて取り組むところまで達していない状況となっている。

課題

SDG s は、抽象的に感じてしまうところがあり、見えにくく取り組みにくい部分もある。そのような中でも、SDG s 未来都市の認定を受けていることを職員が自覚し、

みとよSDGs推進パートナーと連携して、持続可能なまちづくりを推進していく必要がある。

2030年(令和12年)までの目標に対しては、まだ期間があるように思うが、実際はそれほど時間はない。三豊市を持続可能なまちにしていくためにも、職員の研修等により認知度を上げて、スピード感をもって取り組む必要がある。具体的に様々な取り組みを始める時期は過ぎている。

委員会からの提言

令和4年度に実施した行政視察では、北九州市を視察し、SDGsに関する見識を深めた。同市では、1,800以上の会員登録があり、金融機関と連携して経営サポートや交流会を行っている。本市においても、SDGsを軸にビジネススキームを構築し、地元金融機関との連携の中で地域ファンドを立ち上げ、新規事業等に投資することで企業活動の活性化と好循環が形成されるよう研修して取り組んでほしい。先進地の取り組みを参考にして、できるところから少しでもSDGsを進めていくことが重要である。

本市のSDGsは、経済面、社会面、健康面、住環境面に取り組みを進め、魅力的かつ持続可能なまちづくりに努めているが、取り組む範囲が広いため、取り組みを絞っていく必要がある。市民にも分かりやすい政策でないと受け入れられにくいのではないかと考える。

SDGs未来都市の認定から3年が経過しているが、職員の意識改革ができていないと実効性が伴わない。職員が今何をするのか、みとよSDGs推進パートナーとはどのような連携をしていくのか、また、パートナー同士をどのように結び付けることができるのか、もっと具体的に推進していかないと市民の意識までは変わらない。

(3) 防災について

防災については、令和4年3月に三豊市地域防災計画が改定され、取り組みがすすめられている。所管事務調査では、テーマを決めてその対象範囲を絞って調査した。なお、令和5年1月19日に三豊市消防団女性部との意見交換会を開催している。

○自主防災組織について

市の役割

自主防災組織の育成支援は、三豊市第2次総合計画前期基本計画の重点プロジェクトに掲げられている。大規模災害の発生時には、公助による救助・救急活動が限定されるため、地域における自主防災組織の必要性を啓発することで結成を促進し、訓練や研修

を通して実働可能な組織として育成し、地域の安全安心をつくることを目的としている。

令和4年3月に策定した三豊市地域防災計画にある市の役割は、地域住民に対して積極的に指導・助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努めるものとしており、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行うことになっている。

委員会からの提言

自主防災組織の組織率は、コロナ禍で活動が制限されたことにより目標の100%は達成していないが、今後は市の震災訓練等に参加された自治会と設立に向けた協議をしたり、防災指導員の協力を得て組織率を上げていくなどの取り組みが必要である。また、デジタルを活用したオンライン協議や市ホームページで周知するなど、組織率向上に向けてすすめてもらいたい。

コロナ等感染症に対応した避難所開設のマニュアル等を早急に見直し、危機管理課を中心に訓練や研修を実施する必要がある。

○地震、風水害発生時の避難について

現状と課題

現在、市内に75か所の指定避難所があり、公共施設を中心に指定している。指定緊急避難場所は切迫した災害から逃れるための場所であり、指定避難所は一定期間滞在するための場所である。避難は、原則徒歩であり、高齢者等の避難に時間を要する人は警戒レベル3の高齢者等避難で避難を呼びかける。また、感染症対策の観点から、分散避難として車中避難もある。食料や飲料水などの備蓄品は、南海トラフ地震の想定避難者数18,400人の60%となる11,000人に20%加算した13,200人分を見込み、食料は19,800食、飲料水は19,800リットル以上を備蓄するよう努めている。

災害時は、自助7割、共助2割、公助1割と言われており、公助がすぐに届かないため共助の役割は大きくなる。発災直後の避難所は自主防災組織や地域住民による運営となるため、どの地域でも自主防災組織を結成し、平常時から避難所運営訓練、防災訓練、防災資機材整備などを行うことが重要となる。

委員会からの提言

小学校跡地の避難所には、管理ができていないところもあり、いつでも開設できる状態にはない。また、小学校跡地では、電気、水、トイレ、通信環境、平常時の維持経費等の問題もある。そのため、全てを公共施設で賄うのではなく、民間会社等との協定を現状より増やし、避難所が不足する地域等での民間施設を活用した避難所の確保をすす

めていく必要がある。

避難所の設備のうち、Wi-Fi 設備の計画がない。また、電源設備も十分な状態ではない。車中泊の人を含めて避難所に避難してきた人が情報等を収集するときには、Wi-Fi や電源設備は必要になってくる。その他、環境整備として空調設備やプライバシーを配慮した物品なども課題である。

備蓄品については、現在の備蓄量では不足であり、最低3日分の水と食料を自主防災組織や家庭で備蓄できるようにするべきである。また、医薬品は備蓄ではなく県から支援があるが、常備薬として家庭で備蓄してもらうよう周知も必要となってくる。

防災意識の向上のため、若い世代とかいろいろな世代が気軽に楽しんで取り組めるような防災訓練や研修を行い、防災を身近なものにしていく活動が必要である。

災害時には、公助の届かないところがあるため、やはり中心になるのは自助・共助である。そのためには、少なくとも自治会単位での防災訓練が大事であり、日頃の訓練が重要になってくる。防災士の育成の観点から、資格取得のための補助金により資格を取ってもらい、自治会で防災意識啓発の活動をしてもらうことも考えられる。

○三豊市消防団女性部との意見交換会について

三豊市議会基本条例第5条第3項の規定による市民及び市民団体等との意見交換会として、三豊市議会意見交換会開催要綱に基づき、令和5年1月19日（木）午後7時から三豊市高瀬町防災センターで実施した。

消防団女性部は、防災についての普及啓発が主な活動であり、コロナ禍で活動が制限されている中での活動の方法を模索しているといった意見もあった。また、市の消防・防災に関する制度について調査を行うなど、自分たちができることを積極的に行おうとする姿勢が見られた。消防団女性部9名からは、活動内容、活動を通して疑問に思ったこと、要望事項等について意見が出された。

委員会としての対応

意見交換会でいただいた意見や要望については、所管事務調査として委員会で所管課へ報告した。また、開催内容については、議会だより（2023年5月号）や議会ホームページへ掲載している。今回いただいた意見等から、よりよい消防団活動につなげていけるよう取り組んでいくものである。

○高潮ハザードマップについて

委員会からの提言

高潮ハザードマップは、配布するだけでなく、啓発をしていく必要がある。情報の伝え方、発信してから届くまでには様々なアイデアや工夫が必要となる。自主防災組織等

へハザードマップを活用した防災訓練を行い、併せてマイタイムラインの活用についても周知啓発することで、市民の防災意識が向上すると考えられる。

○2年間の警報発表と避難者の状況等について

現状と課題

三豊市では、昨年と今年で台風や局地的大雨により高齢者等避難または避難指示の発令が3件あった。避難者数は、市内全域の開設1回で25人、局地的な開設2回で5人と少ない。避難所に避難しない市民への防災意識の向上が必要である。

「地震なんて起こらないよ」とか「大雨や来ないよ」という考えがどうしてもベースにあり市民に避難に関する意識が低い。

委員会からの提言

市民一人一人の防災意識のレベルがなかなか上がらないため、それをどう上げていくのかというのは重要である。また、リードタイムという考え方について、特に逃げるべき高齢者の方が晴れているのに何で逃げないかんのやという感覚を持ってしまっている現状があるため、市民に対して丁寧な説明と分かりやすく伝わる工夫が必要となる。

小中学校はデジタル防災、デジ防を始めている。子どもたちにデジタル防災で防災について教育するのであれば、大人もデジタルを使う使わないにかかわらず防災知識の教養、教育というものは必要不可欠なものである。危機管理課でデジタル防災を上手に活用してほしい。

市民は、防災について経験も知識も少ないため、いざという時にどういう行動をすべきなのか周知啓発をすべきである。災害時には、公助を待つのではなく、自助・共助が重要になるという認識を市民に持ってもらうことも周知していくべきである

警報発令と避難者の状況を見て分かるように、市民の防災に対する意識は低い。警報が出る瞬間で体が反応するぐらい訓練し意識付けしていくことが重要である。今まで大きな災害がなかったではなく、今までなかったのこれから何かあるかもという意識付けをしてかなければならない。